# 令和5年第1回臨時会

(令和5年3月28日)

上川北部消防事務組合議会会議録

## 令和5年第1回上川北部消防事務組合議会臨時会

開会 令和5年3月28日(火曜日) 午後2時00分

#### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 上川北部消防事務組 合個人情報の保護に関する法律施

行条例の制定について

日程第4 議会議案第1号 上川北部消防事

務組合議会の個人情報の保護に関

する条例の制定について

1. 欠席議員(0名)

#### 1. 事務局職員

事 務 伊 藤 慈 生. 局 長 書 記 雄 馬 森 書 記 町 英 紀 書 記 高 橋 正 卓 書 嶋 記 高 元 治

### 1. 出席議員(11名)

議 長 11番 千 春 君 東 副議長 10番 岩 崎 泰 好 君 議 員 塩 昌 彦 君 1番 田 君 議 員 2番 大 西 功 員 3番 君 議 和 田 健 平 木 議 員 4番 総 司 君 5番 君 議 員 玉 田 健 倉 澤 君 議 員 6番 宏 豊 君 議 員 7番 小 池 議 員 8番 小 西 邦 広 君 議 員 9番 近 藤 八 郎 君

#### 1. 説明員

管 理 者 加 藤 剛 士 君 副管理者代理(美深町副町長) 今 泉 和 司 君 副管理者代理(下川町副町長) 武 浩 喜 君 田 副 管 聰 君 理 者 垣 寿 石 副 管 理 者 君 佐 近 勝 消防参事(名寄市副市長) 本 渞 君 橋 正 会 計 管 理 者 木 康 寛 君 鈴 監 査 委 員 出 Ш 進 君 君 監查委員事務局長 紀國谷 康 子 消 防 長 佐々木 幸 雄 君 務 課 総 長 泉 理 絵 子 君 消防企画課長 君 谷 П 直 寿 名 寄 消 防 署 長 豊 明 君 遠 藤 下川消防署長 伊 東 英 晴 君 美深消防署長 直 茂 君 吉 田 中川消防支署長 隆 君 金 住 音威子府消防支署長 神 林 克 俊 君

#### ◎開会の宣告

○議長(東千春議員) ただいまより、令和5 年第1回上川北部消防事務組合議会臨時会を開 会いたします。

全議員出席でございます。

(午後2時00分)

#### ◎会議の宣告

**○議長(東千春議員)** 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(東千春議員) 日程第1 会議録署名 議員の指名を行います。会議録署名議員には会 議規則第87条の規定により、3番 和田健 議員 4番 平木総司 議員を指名いたしま す。

#### ◎会期の決定

〇議長(東千春議員) 日程第2 会期の決定 について、お諮りいたします。

今期 臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 よって、今期 臨時会の会期は、本日1日と決定 いたしました。

#### ◎議案第1号

〇議長(東千春議員) 日程第3 議案第1号 上川北部消防事務組合個人情報の保護に関する 法律施行条例の制定について を議題といたし ます。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

〇管理者(加藤剛士君) 議案第1号 上川北 部消防事務組合個人情報の保護に関する法律施 行条例の制定について提案の理由を申し上げま す。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴って、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し 上げます。

○議長(東千春議員) これより質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(発言なし)

○議長(東千春議員) 質疑なしと認めます。 お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、 ただちに採決することにご異議ございません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 これより、採決を行います。議案第1号は、原 案のとおり決定することにご異議ございません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は原案のとおり可決されま した。

#### ◎議会議案第1号

○議長(東千春議員) 日程第4 議会議案第 1号 上川北部消防事務組合議会の個人情報の 保護に関する条例の制定について を議題とい たします。 提出者の説明を求めます。

大西功議員

**〇2番(大西功議員)** 議会議案第1号 上川 北部消防事務組合議会の個人情報の保護に関す る条例の制定について、提案の理由を申し上げ ます。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律の改正により、国や地方公共団体の機関における個人情報の取扱いに関する共通ルールが規定されました。地方公共団体の執行機関には、個人情報保護法の規定が本年4月1日から直接適用されることとなりますが、議会は改正法の適用対象外となっています。本件は、組合議会が保有する個人情報の取扱いを適切に行い、その取扱いで執行機関との差異が生じることがないよう、新たに議会独自の条例を制定しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長(東千春議員) お諮りいたします。
本件は、全議員による提出でありますので質疑ならびに委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 これより、採決を行います。議会議案第1号は 原案のとおり決定することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

〇議長(東千春議員) 以上で、今期 臨時会 に付議されました案件は全て議了いたしまし た。 これをもちまして、令和5年第1回上川北部消防事務組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時4分)

上記会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長

署名議員

署名議員